

(第1号様式の4)

誓 約 書

- 1 三重県補助金等交付規則、雇用経済部関係補助金等交付要綱、三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱及び三重県地域企業再起支援事業費補助金（みえの食関連サービス産業等新型コロナウイルス感染症対応）交付要領を遵守して、事業を実施します。
- 2 申請する事業は、三重県または三重県が出資（出捐）した団体からの他の補助金の交付を受けていません。
- 3 申請する事業は、国、市町等の他の補助金の交付を受けていません。
- 4 補助事業者として、下記に該当する不適当な者はいません。（役員等は、別紙に記載）
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 補助事業者として、下記の不適当な行為をする者はいません。
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 6 上記の5項目に違反した場合、三重県の指示に従い、交付決定の取り消しを承諾し、補助金をすみやかに返還します。

令和2年10月20日

三重県知事 宛て

住 所 三重県津市広明町13番地
名 称 三重株式会社
代表者職氏名 代表取締役 三重 太郎 印

(第1号様式の4 別紙)

役員等名簿

番号	役職名	ふりがな		生年月日 (元号で記入)	性別	住所	
		氏	名				
1	代表取締役	ミエ タロ	三重 太郎	M T S H	38年 1月 25日	男 ・ 女	津市〇〇町〇〇番地
2	専務取締役	イセ 伊郎	伊勢 一郎	M T S H	40年 3月 9日	男 ・ 女	伊勢市〇〇町〇〇番地
3	常務取締役	イガ シブ	伊賀 忍	M T S H	45年 6月 24日	男 ・ 女	伊賀市〇〇町〇〇番地
4	常務取締役	キ シウ ツコ	紀州 夏子	M T S H	48年 11月 12日	男 ・ 女	松阪市〇〇町〇〇番地
5	監査役	スガ シロ	鈴鹿 次郎	M T S H	50年 4月 30日	男 ・ 女	鈴鹿市〇〇町〇〇番地
6				M T S H	年 月 日	男 ・ 女	
7				M T S H	年 月 日	男 ・ 女	
8				M T S H	年 月 日	男 ・ 女	
9				M T S H	年 月 日	男 ・ 女	
10				M T S H	年 月 日	男 ・ 女	

注) 役員名簿には、次に掲げる者を記入してください。

- ・法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者
- ・団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者
- ・個人にあっては、事業主並びに経営に実質的に関与している者